## DLI について

### ~骨髄および末梢血幹細胞をご提供いただいたドナーの方へ~

- 1. 骨髄・末梢血幹細胞移植後の患者さんに、白血病の再発や、EBウイルスによるBリンパ球増殖性疾患などの状態が起こった時、骨髄・末梢血幹細胞提供者(ドナー)のリンパ球を輸血することにより治癒が期待できることが明らかになっています。この輸血療法をDLI(ドナーリンパ球輸注療法)とよびます。
- 2. 日本骨髄バンク (以下、当法人) では一定の条件のもとで、DLIのための採血をドナーの方にお願いすることがあります。

移植を受けた患者さんの主治医からDLIの申請があった場合、患者さんの病状を確認した上でドナーの方に採血のご意向をお伺いします。採血の依頼は、骨髄・末梢血幹細胞採取日より数週間後の場合もあれば数年以降の場合もあります。

- 3. ドナーの方からあらかじめDLI採血に応じる意思が無いことのご連絡があった場合は、その旨を患者さん側に連絡し、ドナーの方にはDLIの申請があったことをお知らせしません。
- 4. 採血を依頼する前には、骨髄・末梢血幹細胞提供後、日常の生活に戻られていること を確認します。
- 5. 採血の場所は骨髄・末梢血幹細胞提供のため入院した施設とはかぎりません。 当法人が認定した施設の中からその時の状況によってご相談します。
- 6. 採血を行う前には、採血によりドナーの方の健康を損なうおそれがないかを確認する ため、下記の検査を行います。検査の結果が当法人の基準から外れる場合は、DLI採 血は中止または保留となります。

また、献血後2週間は採血ができません。日赤血液センター等で献血をされた方はお申し出ください。

- 血圧測定
- ・ 血液検査(貧血の有無の確認、肝臓・腎臓の機能検査など)
- ・ 患者さんへ移行する感染症(肝炎、梅毒、HIV、成人型T細胞性白血病)の 有無を調べるための検査
- ・ 成分採血の場合は、心電図検査や尿検査など
- 採血に必要な血管が確保できるか確認するための問診、診察
- 7. 採血は献血と同様、全血、または成分採血の方法で行います。実際の採血の方法および 採血量はDLIを必要としている患者さんの病状、体重等により異なります。

ドナーの方の負担にならないよう、全血の場合は400ml以内、成分採血の場合は処理する血液の総量でドナー体重1kgあたり100ml以内と、上限が定められています。

採血に要する時間は、採血前の検査・採血後の休憩時間を含め全血採血の場合は約1~2時間、成分採血の場合は約3~4時間です。

- 8. 採血前は十分に睡眠をとり、食事を抜かないようお願いします。 来院の際はバイクや自家用車の運転は避け、なるべく公共の交通機関を利用してください。
- 9. 採血に伴う症状として、気分不快、吐き気、寒気、血圧低下、口唇や手足のしびれ感、 採血部位からの出血等が起こることがあります。

採血中に緊急処置を必要とする状況になった場合は、採血は中止し、ドナーの方の処置を最優先します。

合併症が起きた場合、そのための医療費をドナーが負担することはありません。万一の場合の補償についてはP.3をご参照ください。

10. 採血直後の喫煙、飲酒、入浴、また採血当日の激しい運動は避けてください。採血後はなるべく水分を十分に補給してください。

採血後、気分不快等の症状があったら、頭を低くして横になり、早目に採血担当医までご連絡ください。

- 11. 採血したリンパ球の量が患者にとっての一回治療量を上回り、さらに継続して治療する必要があると患者主治医が判断した場合には、余剰分が凍結保存される可能性があります。不要になった場合は速やかに廃棄され、治療以外の目的には使用されません。
- 12. DLI採血の依頼は原則1回としていますが、2回目のDLI採血の依頼があった場合は、あらためてご意向を伺います。
- 13. DLIのために血液を提供しても、その後の患者さんの経過はお知らせしません。
- 14. 採血のための費用はドナーの方にはかかりません。交通費は実費をお支払いします。
- 15. DLI採血後も患者さんと手紙のやり取りをすることができます。手紙の取次ぎは2 回までとし、期間は採血後1年以内です。文中に個人が特定される氏名・住所・生年月 日などを書くことはお控えください。金品や物品のお取次ぎはできません。

当法人で内容を確認させていただいた後、患者さんにお届けすること、必ずしも返事があるとは限らないことをご理解ください。

16. 腕にDLI採血が可能な血管があることがDLIドナーの条件とされますが、万一、採血当日に血管を確保できなかった場合、緊急対応として、そけい部(足の付け根の部分)の太い静脈(血管)から採血することがあります(大腿静脈穿刺という)。日本の骨髄バンクを介して実施されたDLIのうち、大腿静脈穿刺が行われたのはごくわずかです。

万一の際に、大腿静脈穿刺をお受けいただけるかどうかについてはDLI採血の同意とは別にご意向を確認します。そのため、大腿静脈穿刺について同意しなくてもDLIの採血に同意していればDLIのコーディネートは可能です。

#### 【大腿静脈穿刺について、**同意**される場合】

安全性を考慮し、術後に出血がないことを確認するため原則 1 泊入院となることをご了承ください。

### 【大腿静脈穿刺について、**同意**されない場合】

採血当日に腕の血管を確保できなかった場合、当日の採血は中止となります。

# ~ DLI採血時の健康被害の補償について ~

当法人では、「骨髄バンク団体傷害保険」に加入しています。ただし、骨髄または末梢 血幹細胞提供時の加入保険により、下記内容の保険が適用されます。

# 《2017年3月以前に骨髄・末梢血幹細胞提供をされた方》

- 1. D L I 採血日が骨髄・末梢血幹細胞採取日の翌日から起算して<u>2年以内</u>の場合 万一、D L I 採血によって健康被害が起きた場合は、「骨髄バンク団体傷害保険」により 補償されます。
  - ※「骨髄バンク団体傷害保険」の詳細については、コーディネート時に使用した説明書を ご覧ください。
- 2. D L I 採血日が骨髄・末梢血幹細胞採取日の翌日から起算して<u>2年を超えた</u>場合 「骨髄バンク団体傷害保険」は適用されません。万一、D L I 採血によって健康被害が 起きた場合は日本赤十字社の「献血者等の健康被害の補償に関するガイドライン」に準 じて、当法人が一定額の補償を行います。概要は以下のとおりです。

# 《2017年4月以降に骨髄・末梢血幹細胞提供をされた方》

- 1. D L I 採血日が骨髄・末梢血幹細胞採取日の翌日から起算して<u>7年以内</u>の場合 万一、D L I 採血によって健康被害が起きた場合は、「骨髄バンク団体傷害保険」により 補償されます。
  - ※「骨髄バンク団体傷害保険」の詳細については、コーディネート時に使用した説明書を ご覧ください。
- 2. D L I 採血日が骨髄・末梢血幹細胞採取日の翌日から起算して<u>7年を超えた</u>場合 「骨髄バンク団体傷害保険」は適用されません。万一、D L I 採血によって健康被害が 起きた場合は日本赤十字社の「献血者等の健康被害の補償に関するガイドライン」に準 じて、当法人が一定額の補償を行います。概要は以下のとおりです。

#### <上記 2.補償の概要>

①医療手当 医療機関で受診した場合に要する医療費以外の費用を補填。

日額 4,480 円、月ごとの上限は 35,800 円

②障害給付 後遺障害に対して、その障害の程度に応じた一時金を給付。

基礎額8.800円に障害等級1~14級に応じた倍数を乗じて得た額

(44万から1,179万2千円)とする。

③死亡給付 採血によって生じた健康被害が原因で死亡したドナーの一定の

範囲の遺族に対して一時金を給付。880万円。